

令和5年5月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年5月24日(水)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前10時30分		閉会時刻	午前11時30分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	欠席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	欠席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課主査	陸名 秀治		
	事務局次長	酒井 利和	農地調整課主事	藤田 亮輔		
	農地調整課長兼参事	高橋 潔				
	農地調整課課長補佐兼係長	北村 経史				
議案	議案第19号	さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく立入調査の実施について				
	議案第20号	さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく照会の実施について				
	議案第21号	さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく事情聴取の実施について				
	議案第22号	さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく事情聴取について				
	議案第23号	農地法第51条第1項の規定による原状回復命令の見込みについて				

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和5年5月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「マスク着用の上での発言」ですが、厚生労働省から令和5年3月13日以降は個人の判断が基本となる旨の発表があり、また令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが第5類に見直されたことから、マスク着用については任意といたします。ご承知のほどよろしく申し上げます。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は本田委員、小林委員が欠席されておりますので出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号4番 長島 委員 議席番号5番 榎本 委員</p> <p>を指名します。よろしくようお願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第19号から23号までは同一案件によるものですので、一括審議いたします。それでは、事務局より議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より説明をさせていただきます。 1ページをご覧ください。議案第19号「さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく立入調査の実施について」です。 さいたま地方法務局登記官より、次のとおり登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る照会を受けました。これにより、さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく違反状況調査として、農地法第49条第1項の規定に基づき、照会を受けた土地の立入調査を実施することとし、農地法第49条第3項の規定に基づき、案のとおり立入調査通知書を事前に通知することについて、承認を求めるものです。</p> <p>続きまして9ページをご覧ください。議案第20号「さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく照会の実施について」です。 さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく違反状況調査の一環として、前議案に基づく現地調査が終了した後、それらの土地に対する不動産登記簿、公図、土地の所有者の住民票、違反に関係ある者が判明した場合はその者の住民票又は商業登記簿、違反発生前と違反発生後の航空写真、これらの照会の実施について、承認を求めるものです。</p> <p>続きまして10ページをご覧ください。議案第21号「さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく事情聴取の実施について」です。 さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく違反状況調査として、下記の土地について、違反行為を行ったと思慮される者、土地の所有者及び違反事実の認定に必要な者に対し、事情聴取を実施することについて、承認を求めるものです。</p> <p>続きまして11ページをご覧ください。議案第22号「さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく事情聴取について」です。 さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく違反状況調査として、違反行為を行ったと思慮される者、土地の所有者及び違反事実の認定に必要な者に対し、事情聴取を実施することを要します。なお、さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課より次のとおり対象者から報告書を収受したことから、これを事情聴取の一環とみなすことについて、承認を求めるものです。</p> <p>続きまして15ページをご覧ください。議案第23号「農地法第51条第1項の規定による原状回復命令の見込みについて」です。 さいたま地方法務局より農地の転用事実に関する照会がなされ、これに対し「地目変更登記に係る照会に対する調査結果」の回答を要します。これについては、現地調査や違反行為を行ったと思慮される者、土地の所有者及び違反事実の認定に必要な者からの事情聴取を勘案し、令和5年6月1日までに、次の様式のとおり現地調査を行う農業委員、地区担当農業委員及び農業委員会会長の判断に基づき、回答することについて、承認を求めるものです。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
角 谷 委 員	<p>議案第19号の法務局からの照会書の2件と、議案第22号の、報告書の提出者の名義がそれぞれ違いますが、どのような関係性なのでしょう。</p>
事 務 局	<p>それぞれ別法人ですが、代表取締役は同一人物です。なお、土地の地権者は照会書に記載の通りの法人ですが、実際に利用している法人が、議案第22号の報告書の提出者であると思料します。</p>
角 谷 委 員	<p>今後、裁判等を見据える場合、代表取締役が同一人物であろうと法人格が違うことから、それぞれの権利関係については確認する必要があるかと思料します。</p>

関根委員	法務局からの照会に対する回答の期日が差し迫っておりますが、期日までに回答しなければ地目は変えられてしまうのでしょうか。また、農業委員会からの回答を以ってしても、法務局の判断で地目が変わえられることはあるのでしょうか。
事務局	期日までに回答しなければ、法的手続きを行っているに問わず、法務局側の現地調査の上で実態通りの地目に変えられてしまう可能性があります。なお、今回の回答としては原状回復命令の見込みの有無についてです。仮に見込み有で回答した場合には、さらに地目変更まで猶予期間が与えられるものと確認しております。見込み有のまま原状回復命令を発令しなければ、地目が変わられてしまいますが、原状回復命令を発することになる場合には地目は変えられないものと思慮します。
関根委員	以前、法務局から同様の照会がありましたが、今回の案件と事案が似通っています。具体的にはどのような違いがあるのでしょうか。
事務局	今回の案件については、農地転用の許可を経ずに転用している行為者がいる程度は把握できております。そのため、その対象者について今後事情聴取等を行うことが可能であると思われまます。一方で、前回の案件については行為者が不特定多数存在し、行為者の特定が非常に困難な事例でありました。
小川委員	今回の土地の地権者がどのような法人なのか教えてください。
事務局	対象地の一部を過去に農地法第3条の許可を得て所有権を有しております。ですので、農業生産法人としての資格を有しています。 一方は金属の解体業を行っております。
小川委員	現地ではどのようなものを耕作しているのでしょうか。
事務局	現地では耕作はしておらず、資材置き場等の状態で利用しているものと推測します。
議長	他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第19号から23号について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。</p> <p>他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、浅子会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 浅子会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和5年5月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>